

○木更津市建設工事適正化指導要領

(平成14年6月24日決定)

改正	平成18年 5月24日	令和元年6月21日
	平成23年 4月 1日	令和 2年 4月 1日
	平成24年 7月20日	令和 2年 9月24日
	平成25年 4月 1日	令和 3年 3月26日
	平成26年 8月 1日	令和 4年 3月18日
	平成28年 6月 1日	令和 5年 4月 1日
	平成30年 2月20日	

(目的)

第1条 この要領は、建設工事の請負契約の適正化、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立等に関し必要な事項を定めるとともに、本市が発注する建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設業者

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けて建設業を営む者をいう。

(2) 特定建設業者

法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けた者をいう。

(3) 指定建設業

法第15条第2号に規定する指定建設業をいう。

(4) 発注者

建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。

(5) 元請業者

下請契約におけるすべての注文者をいう。

(6) 下請業者

下請契約におけるすべての請負人をいう。

(7) 主任技術者

法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。

(8) 監理技術者

法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者をいう。

(9) 監理技術者補佐

法第 26 条第 3 項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。

(10) 特例監理技術者

法第 26 条第 4 項に規定する特例監理技術者をいう。

(11) 専門技術者

法第 26 条の 2 に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。

(12) 特定専門工事

法第 26 条の 3 第 2 項に規定する特定専門工事をいう。

(13) 市発注工事

木更津市の発注する工事（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の適用を受ける企業に係る工事（木更津市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年 9 月 27 日条例第 16 号）第 2 条に規定する下水道事業に係る工事を除く。）を除く。）をいう。

(14) 公共工事

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）第 2 条第 2 項に規定する公共工事をいう。

(15) 契約担当課長

市発注工事の入札、契約等を担当する課等の長をいう。

(16) 工事担当課長（室長）

市発注工事の設計及び監督業務を担当する課等の長をいう。

(17) 暴力団

その団体の構成員が集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(18) 暴力団関係者

暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。

(書面による請負契約の締結)

第3条 発注者と建設業を営む者との間における請負契約は、少なくとも法第19条各号に掲げる事項が記載された書面により締結しなければならない。

2 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

(一括下請の禁止等)

第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前2項の規定は、公共工事及び共同住宅を新築する工事を除き、元請業者があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には適用しない。この場合においても一括して他人に請け負わせることは極力避けるものとする。

4 建設業者は、不必要な重層下請を行わないこと。

(下請契約の締結の制限)

第5条 特定建設業者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するための次の各号のいずれかに該当する下請契約を締結してはならない。

(1) 下請代金の額が1件で4,500万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、7,000万円以上）である下請契約

(2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が4,500万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、7,000万円以上）となる下請契約

2 元請業者は、次の各号に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、建設業者以外の者と下請契約を締結してはならない。

(1) 建築一式工事にあっては、工事1件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事

(2) 建築一式工事以外の工事にあっては、工事1件の請負代金の額が500万円に満たない工事

(技術者の適正な配置)

第6条 建設工事の適正な施工を確保するため、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場に主任技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

2 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,500万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、7,000万円以上）になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

3 建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第27条に定める建設工事においては、前2項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。ただし、監理技術者にあっては、発注者から当該建設工事を請け負った特定建設業者が、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

この場合、当該技術者は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事するものとする。

4 前項ただし書の規定は、当該工事現場の数が、政令第29条に定める数を超えるときは、適用しない。

5 第3項に定める専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。

6 法第26条の3第3項から第8項の規定を満たしている場合において、特定専門工事の元請業者及び下請業者（建設業者である下請業者に限る。）は、その合意により、当該元請業者が当該特定専門工事につき置かなければならない主任技術者が、その行うべき職務と併せて、当該下請業者が置かなければならない主任技術者が行うべき職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請業者は、主任技術者を置くことを要しない。

(元請業者の義務)

第7条 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見を聴くこと。

- (2) 元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。
- (3) 元請業者は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させてその利益を害しないこと。
- (4) 元請業者は、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする下請契約を締結しないこと。
- (5) 元請業者は、建設工事について、次に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、請負契約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨及び当該事象の状況把握のための必要な情報を提供すること。

ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象

イ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

- (6) 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了すること。
- (7) 元請業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りでない。

- (8) 元請業者は、当該元請業者について、法第24条の5で規定する違反行為があるとして、下請業者が知事にその事実を通報したことを理由として、取引の停止その他の不利益な取り扱いをしないこと。
- (9) 元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。
- (10) 発注者から直接工事を請け負った建設業者は、その工事におけるすべての下請業者に対して、この要領に定める事項を遵守するように指導に努めること。

(下請代金の支払条件)

第8条 下請契約における下請代金の支払においては、元請業者と発注者との間の請負契約における支払条件とかかわりなく、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、前金払の支払を受けたときは、下請業者に対しての資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前金払として支払うよう努めること。特に公共工事においては、発注者から現金で前金払がなされるので、下請業者に対しても相応する額を現金で前金払するよう努めること。
- (2) 元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払額に相応する下請代金を、元請代金の支払を受けた日から1箇月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (3) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金は、前条第5号の申出の日（同号の特約がなされている場合にあっては、その一定の日）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において支払うこと。
- (4) 元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5) 元請業者は、下請代金の支払をできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときは、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）については現金払とすること。
- (6) 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。
- (7) 元請業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請業者の負担とすること。
- (8) 元請業者は、下請代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形は交付しないこと。

（下請業者の選定）

第9条 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引の状況等を的確に評価し、少なくとも別表第1に掲げる事項のすべてを満たしている優良な者を選定するよう努めるものとする。

（施工体制の把握）

第10条 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が4,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）になるときは、施工体制台帳（別記第1号様式又はこれに準ずるもの）、施工体系図（別記第2号様式又はこれに準ずるもの）及び作業員名簿（別記第3号様式又はこれに準ずるもの）を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知書（別記第4号様式又はこれに準ずるもの）を作成し、前項の特定建設業者に通知しなければならない。

ただし、市発注工事以外の工事については、千葉県建設工事適正化指導要綱（昭和54年4月1日施行）と重複する事項は、千葉県の要綱によるものとする。以下この要領において同様とする。

3 前項において、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主。以下同じ。）として下請業者と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員がいるときは、第1項の特定建設業者は下請業者に対し、一人親方との関係を記載した再下請通知書及び請負契約書の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳及び施工体系図を作成するものとする。

4 第1項の特定建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置くとともに、公共工事にあつては発注者に提出し、公共工事以外にあつては発注者から請求があつたときは、その発注者の閲覧に供しなければならない。

5 第1項の特定建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6 公共工事についての第1項、第2項、第3項及び第5項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、第1項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が4,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）になる」とあるのは「下請契約を締結した」とする。

7 第1項の規定により、作成建設業者（施工体制台帳を作成しなければならない特定建設業者及び前項の規定により施工体制台帳を作成しなければならない建設業者をいう。以下、同じ。）は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し、別記第5号様式又は

これに準ずる様式により作成建設業者に該当する旨の通知を行わなければならない。

- 8 第2項及び第6項の規定による下請負人は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し、別記第6号様式又はこれに準ずる様式により再下請負通知人に該当する旨の通知を行わなければならない。

(雇用条件等の改善)

第11条 建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、別表第2に定める事項について措置するものとする。

- 2 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての下請業者が前項の措置を講じるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

- 3 発注者から直接工事を請け負った建設業者以外の元請業者は前項の指導、助言その他の援助に関して協力するものとする。

(市発注工事における届出等)

第12条 市発注工事を直接請け負った建設業者が、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、市との請負契約締結後原則として1か月以内に下請業者選定通知書（別記第7号様式）により施工体制台帳、施工体系図及び作業員名簿を市長に提出しなければならない。

- 2 市発注工事を直接請け負った建設業者は、その工事の主任技術者又は監理技術者を選任し、市との請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等選任通知書（別記第8号様式）を市長に届け出なければならない。現場代理人、監理技術者補佐又は専門技術者を選任したときも同様とする。

- 3 前2項の届出事項に変更があったとき、当該建設業者は、下請業者変更届（別記第9号様式）又は変更通知書（別記第10号様式）により2週間以内に市長に届け出なければならない。

- 4 工事担当課長（室長）は第1項の事務を行い、契約担当課長は第2項及び第14条第2項及び第3項までの事務を行う。

(市長の措置)

第13条 市長は、前条第1項の規定により提出があったときは、施工体制等点検表（別記第11号様式）により点検しなければならない。

- 2 市長は、前項の点検のほか、市発注工事について入札契約適正化法第11条各号のいずれか

に該当している疑いがあるときは、その状況について調査しなければならない。

3 市長は、前2項の点検及び調査の結果を点検等報告書（別記第12号様式）により作成しなければならない。

4 工事担当課長（室長）は、前3項及び次条第1項の事務を行う。

（監督員）

第14条 市長は、市発注工事の施工状況等を監督する者（以下「監督員」という。）を定めなければならない。

2 市長は、前項の規定による監督員の職氏名について、速やかに当該工事を直接請け負った建設業者に監督員任命通知書（別記第13号様式）により通知しなければならない。

3 市長は、監督員に変更が生じたときは、前項と同様に監督員変更通知書（別記第14号様式）により通知しなければならない。

4 第1項の規定により任命を受けた監督員は、木更津市財務規則（昭和62年規則第1号）第152条の規定のほか、第13条に規定する点検、調査を行うものとする。

（暴力団関係者による工事妨害に対する措置）

第15条 発注者は、建設業者から暴力団関係者による工事妨害を受けた旨の申し出があったときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、工程の調整及び工期延長等の必要な措置を講じるものとする。

（不正事実の申告）

第16条 市発注工事に関して、建設業を営む者にこの要領に違反する事実があるときは、その利害関係人は、市長に対しその事実を申告し、適正な措置をとるべきことを求めることができる。

（指導勧告等）

第17条 市長は、市発注工事に関して、この要領に違反した建設業者等に対し必要があると認められるときは、次の各号に定める措置を行うものとする。

(1) この要領に違反した建設業を営む者に対して、法第41条第1項の規定に準じた助言、指導及び勧告を行うものとする。

(2) 市の入札参加資格業者が前号の規定による指導若しくは勧告に従わないとき、又は第12条に規定する届出事項に虚偽の記載等があったときは、市発注工事の指名の際に考慮するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成14年6月25日から施行し、同日以降木更津市内において発注された建設工事に適用する。
- 2 木更津市建設工事適正化指導指針（平成13年4月1日決定）は、廃止する。

附 則（平成18年5月24日）

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月20日）

この要領は、平成24年7月20日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月1日）

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日）

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成30年2月20日）

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事から適用する。

附 則（令和元年6月21日）

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月24日）

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日）

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２０日）

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用しているものにあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

別表第2（第11条関係）

（雇用・労働条件の改善）

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

（安全・衛生の確保）

- (6) 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

（福祉の充実）

- (8) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- (9) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- (10) 法定福利費を必要経費として適正に確保し、自社の技能労働者を必要な保険に加入させること。
- (11) 建設業退職金共済制度に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- (12) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

（福利厚生施設の整備）

(13) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舍に関する規定を遵守すること。

(14) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

（技術及び技能の向上）

(15) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

（適正な雇用管理）

(16) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

(17) 建設労働者の募集は適法に行うこと。

(18) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

（その他）

(19) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

施工体制台帳

[会 社 名] _____

[事 業 所 名] _____

建設業の 許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

工事名称 及び 工事内容				
発注者 及び 住所				
工期	自	年 月 日	契 約 日	年 月 日
	至	年 月 日		

契約 営業所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約				
		下請契約				

○適用除外(健康保険・厚生年金保険)：従業員が4人以下である個人事業主である場合等

○適用除外(雇用保険)：従業員が1人も雇用されていない場合等

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場 代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
監理技術者補佐		資格内容	
専門 技術者名		専門 技術者名	
資格内容		資格内容	
担 工事内容		担 工事内容	

一号特定技能外国人 の従事状況 (有無)	有 無	外国人建設就労者 の従事状況 (有無)	有 無	外国人技能実習 生の従事状況 (有無)	有 無
----------------------------	-----	---------------------------	-----	---------------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会 社 名			代 表 者 名		
住 所					
工 事 名 称 及 工 事 内 容					
工 期	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	契 約 日	年 月 日			

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

○適用除外（健康保険・厚生年金保険）：従業員が4人以下である個人事業主である場合等

○適用除外（雇用保険）：従業員が1人も雇用されていない場合等

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人 の従事状況 (有無)	有 無	外国人建設就労者 の従事状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生 の従事状況(有 無)	有 無
----------------------------	-----	---------------------------	-----	---------------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

施 工 体 系 図

工 事 の 名 称	
工 期	自 年 月 日 ・ 至 年 月 日
発注者の名称	

元請人の商号又は名称	
監理技術者又は主任技術者名	
監理技術者補佐	
専門技術者	氏 名
	建設工事の内容

商 号 又 は 名 称	
工 事 の 内 容	
工 期	
主 任 技 術 者 名	
専門技術者	氏 名
	建設工事の内容

商 号 又 は 名 称	
工 事 の 内 容	
工 期	
主 任 技 術 者 名	
専門技術者	氏 名
	建設工事の内容

商 号 又 は 名 称	
工 事 の 内 容	
工 期	
主 任 技 術 者 名	
専門技術者	氏 名
	建設工事の内容

商 号 又 は 名 称	
工 事 の 内 容	
工 期	
主 任 技 術 者 名	
専門技術者	氏 名
	建設工事の内容

商 号 又 は 名 称	
工 事 の 内 容	
工 期	
主 任 技 術 者 名	
専門技術者	氏 名
	建設工事の内容

商 号 又 は 名 称	
工 事 の 内 容	
工 期	
主 任 技 術 者 名	
専門技術者	氏 名
	建設工事の内容

作 業 員 名 簿
(年 月 日作成)

工事の名称
現場代理人

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名

元請
確認欄

提出日 年 月 日

(次)会社名

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険		建設業退職金 共済制度	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許			入場年月日
	氏名			年 齢	年金保険		中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日
	技能者ID				雇用保険						
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- 現

…現場代理人
- 作

…作業主任者（（注）2.）
- 女

…女性作業員
- 未

…18歳未満の作業員
- 主

…主任技術者
- 職

…職 長
- 安

…安全衛生責任者
- 能

…能力向上教育
- 再

…危険有害業務・再発防止教育
- 習

…外国人技能実習生
- 就

…外国人建設就労者
- 1特

…1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

- (注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。

(注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。

(注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 10. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。
- 18 -

年 月 日

様

再下請負通知人 所 在 地 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 _____ 印

現 場 代 理 人 _____ 印

電 話 番 号 _____

建設業許可番号 _____

健康保険等の 加 入 状 況	保険の種類	保険加入の状況	事業所整理記号等
	健康保険	有・無・適用除外	
	厚生年金保険	有・無・適用除外	
	雇用保険	有・無・適用除外	

○適用除外（健康保険・厚生年金保険）：従業員が4人以下である個人事業主である場合等

○適用除外（雇用保険）：従業員が1人も雇用されていない場合等

再 下 請 負 通 知 書

私が請け負った建設工事を次のとおり他の建設業を営む者（以下「下請負人」という。）に請け負わせたので、建設業法第24条の8第2項及び木更津市建設工事適正化指導要領第10条第2項の規定により通知します。

1 建設工事に関する事項

建設工事の名称及び内容	
注文者の商号又は名称	
下請契約締結年月日	

2 下請負人に関する事項

注 文 者 に 関 する 事 項	商号または名称 所 在 地			
	監 督 員 名		権 限 ・ 意 見 申 出 方 法	

会 社 名		代 表 者 名	
所 在 地 電 話 番 号	〒 (Tel)		
工事名称 及び 工事内容・・・			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注 文 者 と の 契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況	保険の種類	保険加入の状況	事業所整理記号等
	健康保険	有・無・適用除外	
	厚生年金保険	有・無・適用除外	
	雇用保険	有・無・適用除外	

現 場 代 理 人 名	
権 限 ・ 意 見 申 出 方 法	
主 任 技 術 者 名	専 任 非専任
資 格 内 容	
安 全 衛 生 責 任 者 名	

安 全 衛 生 推 進 者 名	
雇 用 管 理 責 任 者 名	
専 門 技 術 者 名	
資 格 内 容	
担 当 工 事 内 容	

一号特定外国人 の従事状況 (有無)	有 無	外国人建設就労者 の従事状況 (有無)	有 無	外国人技能実習 生の従事状況 (有無)	有 無
--------------------------	-----	---------------------------	-----	---------------------------	-----

添付書類

通知人が下請負人と締結した請負契約に係る建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結される請負契約の請負代金の額に係る部分を除く。）

年 月 日

様

所在地

商号又は名称

代表者

印

通 知 書

工 事 の 名 称	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日

私は、上記工事に関し、建設業法第24条の8第1項及び木更津市建設工事適正化指導要領第10条第7項の規定により施工体制台帳を作成する建設業者に該当することとなったので、通知します。

なお、あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、次の事項に留意してください。

- 1 請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、建設業法第24条の8第2項及び木更津市建設工事適正化指導要領第10条第2項の規定により、再下請負通知を行わなければなりません。
- 2 上記の再下請負通知を提出する場所は、次のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

年 月 日

様

所在地

商号又は名称

代表者 印

通 知 書

工 事 の 名 称	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日

私は、上記工事に関し、建設業法施行規則第14条の4第2項及び木更津市建設工事適正化指導要領第10条第8項の規定により再下請負通知人に該当することとなったので通知します。

なお、あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、次の事項に留意してください。

- 1 請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、建設業法第24条の8第2項及び木更津市建設工事適正化指導要領第10条第2項の規定により、再下請負通知を行わなければならない。
- 2 上記の再下請負通知を提出する場所は次のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

年 月 日

木更津市長

様

所在地

商号又は名称

代表者

印

下請業者選定通知書

1 工事名

2 工期 年 月 日 ～ 年 月 日

3 請負代金額 円

上記工事の一部を請け負った下請業者については、次のとおりですので、木更津市建設工事適正化指導要領第12条第1項の規定及び建設工事請負契約約款第7条の規定により提出します。

注文者名	下請に附した 工事の種別 又は範囲	下 請 業 者				下請区分 (第1、第2下 請等の区分)
		商号又は名称 代表者氏名	所 在 地 電話番号	許可番号	許可業種	

添付書類

施工体制台帳、施工体系図及び再下請負通知書の写し並びにこれら書類に係る添付書類

年 月 日

木更津市長

様

所在地

商号又は名称

代表者

印

主任技術者等選任通知書

このことについて、 年 月 日契約に係る 工事に關し、
下記の者を選任したので木更津市建設工事適正化指導要領第12条第2項の規定及び建設工事請負契約約
款第10条第1項の規定により通知します。

記

	現場代理人	主任技術者	専門技術者
		監理技術者	監理技術者補佐
氏 名			
現 住 所			
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
資 格			

(注) 1 主任技術者、監理技術者の欄は、区分に応じて一方を抹消すること。

2 監理技術者については、資格欄に資格者番号を併せて記載すること。

3 選任した技術者の経歴書を提出すること。

下記添付書類については、提出を求めた場合に提出すること。

(1) 主任技術者、監理技術者及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。

(2) 専任技術者一覧表（別添様式又は任意に作成した一覧表による）

建設業許可における専任技術者は、営業所に常勤している必要があるため、現場への専任を求められる工事(※)における主任技術者・監理技術者として配置することはできません。（建設業法第7条第2号、第26条第3項、建設業法施行令第27条）

※ 公共性のある工作物に関する工事であって、請負金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる工事

別添

専任技術者一覧表

年 月 日現在

営業所の名称	専任技術者の氏名	担当業種

年 月 日

木更津市長

様

所在地

商号又は名称

代表者 印

下請業者変更届

1 工事名

2 工期 年 月 日 ～ 年 月 日

3 請負代金額 円

上記建設工事に関し、 年 月 日付けで通知した下請業者について、次のとおり変更したので、木更津市建設工事適正化指導要領第12条第3項の規定及び建設工事請負契約約款第7条により届出します。

区 分		変 更 前	変更後(追加分を含む)	変 更 前	変更後(追加分を含む)
注 文 者 名				※業者数に応じ、適宜列を追加すること。	
下請に附した工事の種別又は範囲					
下請業者	商号又は名称 代表者氏名				
	所 在 地 電 話 番 号				
	許 可 番 号				
	許 可 業 種				
下 請 区 分					

添付書類

施工体制台帳、施工体系図及び再下請負通知書の写し並びにこれら書類に係る添付書類

年 月 日

木更津市長 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 印

変更通知書

年 月 日契約に係る 工事に関し、 年 月 日付け
で通知した について、下記のとおり変更しましたので、木更津市建設工事
適正化指導要領第12条第3項の規定及び建設工事請負契約約款第10条第1項の規定により通知します。

記

	変 更 前	変 更 後
氏 名		
現 住 所		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
資 格		

施工体制等点検表

工 事 名			
請負業者名		低入札価格調査	対象 ・ 非対象

I 事前点検

◎請負業者より提出された施工体制台帳の整備状況を事前に点検

点 検 事 項	結 果
1. 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか	
① 作成建設業者の建設業許可業種・許可年月日・許可番号	
② 健康保険等の加入状況（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）	
③ 建設工事の名称、内容及び工期	
④ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の名称及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地	
⑤ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び監督員の権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された作成建設業者への通知書の写し）	
⑥ 監理（主任）技術者の氏名、その者が有する技術者資格（工種）及びその者が専任の技術者であるか否かの別	
⑦ 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された発注者への通知書の写し）	
⑧ 法第26条第3項ただし書きの規定により監理技術者の行うべき法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格	
⑨ 専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容	
⑩ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（6）に掲げるものを除く。） （1）氏名、生年月日及び年齢 （2）職種 （3）健康保険法又は国民保健法による医療保険、国民年金法又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険の加入等の状況 （4）中小企業退職金共済法第2条第7項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別 （5）安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容 （6）建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格	
⑪ 一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況	
⑫ 下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類	
⑬ 全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期	
⑭ 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日	
⑮ 作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限等、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された下請負人に対する通知書の写し）	
⑯ 下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限等、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（又はその内容が記載された作成建設業者への通知書の写し）	
⑰ 下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する資格又は実務経験年数及び専任か否かの別	
⑱ 下請負人が専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容	
⑲ 1次下請負契約を締結した営業所の名称及び所在地	

2. 施工体制台帳の添付書類は揃っているか	
(1) 2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写しが提出されているか確認（元請負人と1次下請負人が締結した下請契約書について確認）	
ア. 建設工事標準下請契約約款を使用 イ. 同約款に準拠した内容を持つ下請契約書を使用している ウ. その他	ア・イ・ウ
(2) イ又はウの場合、下請契約書に法第19条にある全ての事項が含まれているか	
① 工事内容 ②請負代金の額 ③工事着手の時期及び工事完成の時期	
④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容	
⑤ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法	
⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	
⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	
⑧ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	
⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	
⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	
⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期	
⑫ 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法	
⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容	
⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	
⑮ 契約に関する紛争の解決方法	
(3) 監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し（監理技術者資格者証の写し） *監理技術者補佐を置く場合は監理技術者補佐資格を有することの証明書の写し	
(4) 監理技術者（監理技術者補佐）が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険証又は市民税特別徴収税額通知書等の写し）	
(5) 作成建設業者が請け負った建設工事に関し主任技術者又は専門技術者を置いた場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し	
3. 再下請負通知書は提出されているか、また記載事項に不備はないか	
4. 再下請負通知書の健康保険の加入状況（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）	
5. 元請の施工範囲等を確認（直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等）	
6. 一括下請に該当すると思われる請負契約関係はないか	
7. 不必要な重層下請となっていないか	
8. 上請け、横請けの可能性の確認	
9. 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事にあつては1,500万円以上）の下請をさせていないか	
10. 作成建設業者が特定建設業者でない場合、下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上になっていないか	

低入札価格調査対象業者の場合

11. 下請負人との契約金額が、低入札価格調査時の見積金額と比較し、大きく乖離していないか	
--	--

Ⅱ 現場点検

◎現場における標識、施工体制、技術者等の点検

1. 標識等の掲示

点 検 事 項	結 果
(1) 下請負人が再下請を行う場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示	
(2) すべての建設業許可を持つ建設業者が建設業許可に関する標識の掲示	
(3) 建退共制度導入事業者であることの標識（シール）の掲示	
(4) 労災保険に関する掲示	

2. 施工体制等

点 検 事 項	結 果
(1) 施工体制台帳は現場に備え付けられているか	
(2) 発注者に提出した施工体制台帳と比べ、不備、追加、変更はないか	
(3) 施工体系図は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されているか	
(4) 元請負人の直営部分の施工状況の確認	
① 事前点検時に一括下請等の可能性がある場合については、より詳細に確認	
② 直営施工箇所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認	
(5) 下請負人が工事の一部を再下請に出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認	
(6) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に５００万円以上（建築一式工事にあつては１，５００万円以上）の下請をさせていないかどうか確認	
(7) 元請負人が下請負人の保険加入状況を把握し、未加入業者への指導を行っているか確認	

3. 監理（主任）技術者等の配置状況

点 検 事 項	結 果
(1) 監理（主任）技術者等の現場専任制度について（監理技術者に対しては資格者証の提示を求める）	
① 当該監理（主任）技術者の現場専任制の確認	
② 当該監理（主任）技術者又は監理技術者補佐が、施工体制台帳等に記載された技術者と同一人物であることの確認	
③ 当該監理（主任）技術者又は監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用状況の確認	
④ 当該監理（主任）技術者又は監理技術者補佐の能力及び実質的な関与の状況の確認	
⑤ 当該監理（主任）技術者又は監理技術者補佐以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用状況の確認	

4. 下請業者の使用状況

点 検 事 項	結 果
(1) 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないか	
(2) 下請業者の施工状況、内容及び下請金額が下請負契約書に同じか	
(3) 下請業者が置く主任技術者の現場専任制等について	
① 当該主任技術者の現場専任制の確認（下請金額４，０００万円以上、建築一式は８，０００万円以上）	
② 当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認	
③ 当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認	
④ 当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認	

年 月 日

木更津市長 様

工事担当課（室）の長 印

点 検 等 報 告 書

下記工事について点検等をしたところ別添のとおりでしたので、木更津市建設工事適正化指導要領第13条第3項の規定により報告します。

記

工 事 名	
請 負 業 者 名 (商号又は名称)	
本 店 又 は 営 業 所 所 在 地	
契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	円
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日

点検等年月日	年 月 日
1. 点検事項	点検結果（該当事項に○をする）
(1) 施工体制台帳の整備状況	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(2) 下請契約書	イ. 建設工事標準下請契約約款を使用 ロ. 同約款に準拠した内容を持つ下請契約約款を使用 ハ. その他
(3) 一括下請又は不必要な重層下請	イ. 疑いがない ロ. 疑いがある
(4) 標識等の掲示	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(5) 施工体制及び施工体系図の確認	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(6) 監理(主任)技術者の配置状況	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
(7) 下請業者の使用状況	イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正
2. その他の事項	(具体的に記入)
(不適正等の内容)	
(指導状況)	

点検（調査）者 職氏名 _____

年 月 日

様

木更津市長

印

監督員任命通知書

工 事 名 : _____

上記建設工事に関し、次の者を監督員として任命したので、木更津市建設工事適正化指導要領第14条第2項の規定及び建設工事請負契約約款第9条第1項の規定により通知します。

所 属	
総括監督員 職氏名	
主任監督員 職氏名	
一般監督員 職氏名	
監 督 員 の 権 限	建設工事請負契約約款、木更津市建設工事監督事務処理要領の定めるところによる。

年 月 日

様

木更津市長

印

監督員変更通知書

工 事 名 : _____

上記建設工事に関し、 年 月 日付けで監督員を任命したが、通知事項に変更が生じたので、木更津市建設工事適正化指導要領第14条第3項の規定及び建設工事請負契約約款第9条第1項の規定により通知します。

区 分	変 更 前	変 更 後
所 属		
総括監督員 職氏名		
主任監督員 職氏名		
一般監督員 職氏名		
監 督 員 の 権 限	建設工事請負契約約款、木更津市建設工事監督事務処理要領の定めるところによる。	